

緑区硬式テニス協会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、緑区硬式テニス協会と称する。

第2条 本会は、事務局をオープンスクエア内(横浜市緑区白山 2-54-6)に置く。

(目的及び事業)

第3条 本会は、緑区内の硬式テニスの普及と健全なる発展により、区民の体位向上及び相互親睦を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) 硬式テニスの振興
- (2) 硬式テニス大会の開催
- (3) 指導者の養成及び教室等の開催
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 本会は、本規約第3条の目的に賛同する区内の団体をもって組織する。

(役員)

第6条 本会に下記の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事長 1名
- (3) 副理事長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 若干名

上記以外に顧問を置くことができる。

- 2 会長・理事長・副理事長は理事会が推挙し、総会で承認を得るものとする。
- 3 理事は会長が委嘱し、総会で承認を得るものとする。
- 4 事務局長、会計を理事のうちから選任する。
- 5 事務局には事務局員をおくことができる。
- 6 監事は総会で選任する。
- 7 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 理事長は、会長を補佐し、会長不在もしくは会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在もしくは理事長事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務の執行にあたる。
監事は、本会の会計を監査する。

(決議機関)

第8条 本会の決議機関は、総会・理事会とし、総会を開催できないときは、理事会をもって代えることができる。

第9条 総会は、硬式テニス協会に所属する区内の団体の代表者をもって組織する。

第10条 総会は、本会の最高決議機関であり、毎年1回開催する。

第11条 総会は、会長が召集し、議長となる。ただし、会長は、やむを得ない事由により会議を開くことが

できない場合は、書面による表決をもって総会に代えることができる。

第12条 総会は、構成員の2分の1の出席で成立し、その議決は出席者の過半数で決する。可否同数のときは議長がこれを決する。本会の全ての会議にこの条項を適用する。

第13条 つぎの事項は、総会の議決を必要とする。

- (1) 事業報告・決算の承認
- (2) 事業計画・予算の決定
- (3) 規約の改正
- (4) 会長・理事長・副理事長・理事の承認
- (5) その他、理事会が必要と認めた事項

(執行機関)

第14条 本会の執行は、理事会が行う。

第15条 理事会は、理事をもって構成する。

第16条 理事会は、必要に応じて理事長が召集する。

第17条 理事会は、つぎの事項を議決し執行する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業計画・予算に基づく会務の執行に関する事項
- (3) 総会の決議により委任された事項
- (4) その他、理事長が必要と認めた事項

(会計)

第18条 本会の経費は、会費・補助金・その他の収入をもってあてる。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第20条 会長は、毎会計年度の終わりに、収支決算書・事業報告書を作成し、監事に提出しなければならない。

- 2 監事は、前項の書類を監査し、これを会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、前項の書類を総会に提出し、その承認を得なければならない。

(登録)

第21条 本会の会員になろうとする団体は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得て、登録しなければならない。

- 2 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。
- 3 会員が本会の運営を著しく阻害する行為をしたときは、理事会において除名することができる。

第22条 本会は、会員に対し、総会において定めるところにより会費を徴収することができる。

(付則)

第23条 この規約の改廃は、総会においておこなう。

第24条 この規約は、昭和59年4月11日より施行する。

この規約は、平成9年5月7日より改正施行する。

この規約は、平成12年5月13日より改正施行する。

この規約は、令和6年5月11日より改正施行する。